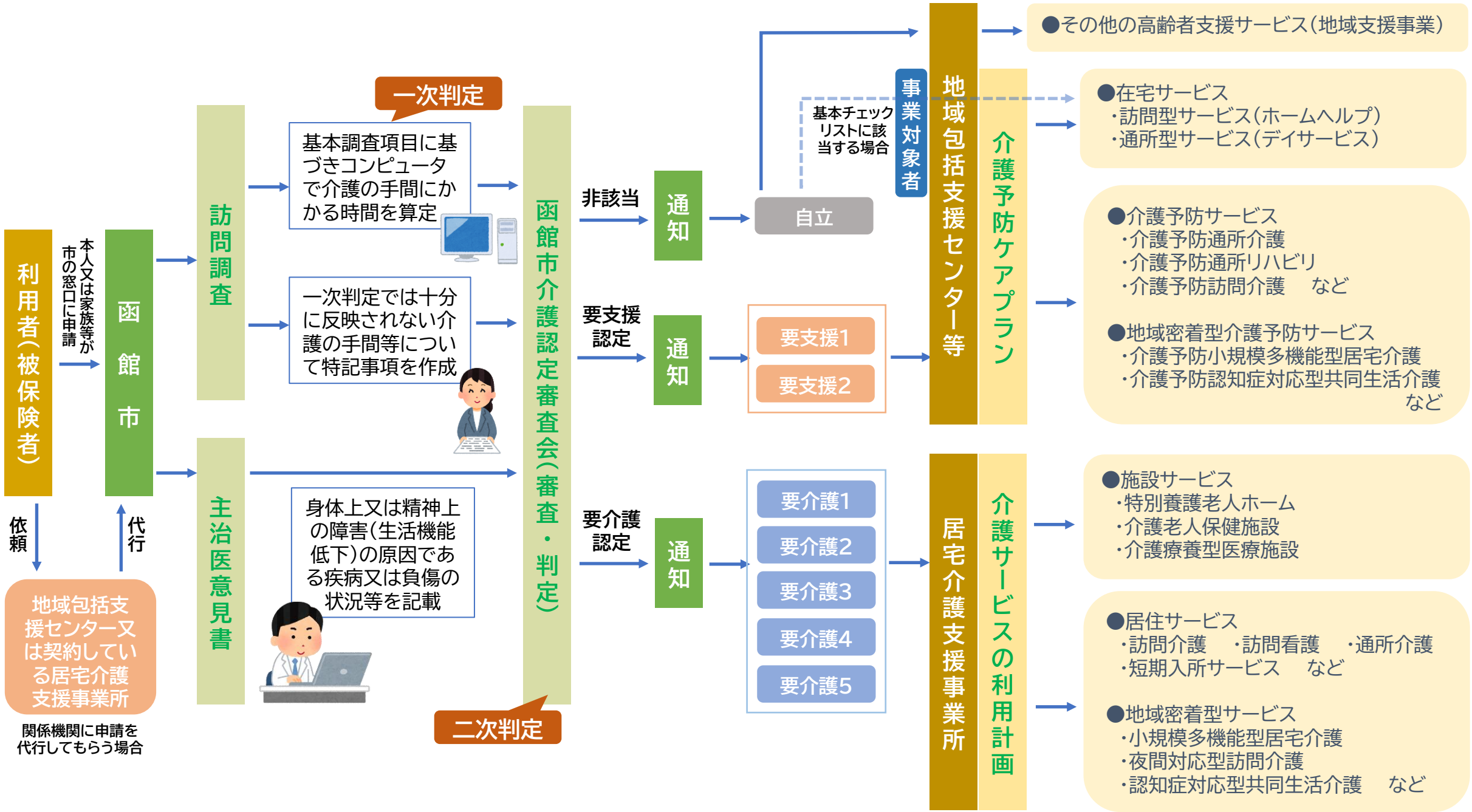
利用者（被保険者）
本人又は家族等が市の窓口に申請
函館市
依頼
代行
地域包括支援センター又は契約している居宅介護支援事業所
関係機関に申請を代行してもらう場合
訪問調査
主治医意見書
一次判定
基本調査項目に基づきコンピュータで介護の手間にかかる時間を算定
一次判定では十分に反映されない介護の手間等について特記事項を作成
身体上又は精神上の障害（生活機能低下）の原因である疾病又は負傷の状況等を記載
函館市介護認定審査会（審査・判定）
二次判定
非該当
要支援認定
要介護認定
通知
通知
通知
自立
基本チェックリストに該当する場合
事業対象者
要支援1
要支援2
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5
地域包括支援センター等
居宅介護支援事業所
介護予防ケアプラン
介護サービスの利用計画
●その他の高齢者支援サービス（地域支援事業）
●在宅サービス
・訪問型サービス（ホームヘルプ）
・通所型サービス（デイサービス）
●介護予防サービス
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリ
・介護予防訪問介護　など
●地域密着型介護予防サービス
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型共同生活介護
など
●施設サービス
・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設
●居住サービス
・訪問介護　・訪問看護　・通所介護
・短期入所サービス　など
●地域密着型サービス
・小規模多機能型居宅介護
・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型共同生活介護　など